

横浜市

妊婦健康診査費用助成金事業のお知らせ

横浜市では、従来の補助券に加えて、助成金を交付することで、妊婦健診費用公費負担額を拡充します。

横浜市にお住まいの妊婦のみなさまの経済的な負担や不安を軽減することで、定期的に妊婦健康診査を受診し、母体や胎児の健康管理を充実していただくことを目的としています。健やかな妊娠・出産のために、助成金は健診費用にご活用ください。

対象者（以下のすべてを満たす方）

①令和6年4月1日以降に、横浜市民として妊婦健康診査を1回以上受診した方
(何回目の健診かは問いません。)

※申請の際に健診を受診したことが分かる書類の写しを添付してください。

例) 母子健康手帳の妊娠中の経過が記載されたページの画像など

②上記①の健診受診日から交付申請日まで横浜市内に住民登録のある方

※交付申請時点で、生活保護制度により妊婦健康診査にかかる費用の支給を受けることができる方は、この助成金の交付対象になりません。

※申請後に審査の上、交付決定を行い、ご指定の口座にお振込みいたします。

追加助成額

妊婦お一人に対し、**5**万円

申請方法

令和6年10月以降、横浜市子育て応援サイト・アプリ「パマトコ」からオンライン申請を受け付けます。詳細は横浜市ホームページでご確認ください。

申請期間：妊婦健康診査から出産するまで

既に妊娠を終了された方は令和7年3月31日まで申請が可能です。

※申請の際には、利用者情報を登録する必要があります。

ご不明な場合は、裏面のコールセンターまでお問い合わせください。

※母子健康手帳及び振込口座情報が分かる書類

(通帳やキャッシュカード)をお手元にご準備のうえ、事前に写真を撮ってから、申請を開始してください。

※申請者と振込先の口座名義人が異なる場合は、オンライン申請はできません。

コールセンターにご連絡のうえ、書面(郵送)による申請での手続きをお願いします。



パマトコ申請ページ



Q:既に妊娠を終了していても申請できますか？

A:表面の「対象者」に該当する方であれば、妊娠を終了している方でもお申込みいただけます。

妊娠を終了している方の申請期限は令和7年3月31日です。

Q:助成金はどのように支給されますか？

A:口座振込での支給となります。申請時に、口座番号などがわかる書類（通帳やキャッシュカードなど）の画像が必要ですので、あらかじめ写真を撮影してからお手続きください。

Q:助成金は申請してからどれくらいで支給されますか？

A:申請手続後、審査の上、約2～3か月程度でご指定の口座にお振込みします。（申請内容に不備等がある場合や事業開始直後は、お振込みまでにお時間をいただくことがあります。）

Q:病院の領収書を無くしてしまいましたが申請できますか？

A:母子健康手帳の「妊娠中の経過」が記載されたページなど、令和6年4月以降に妊婦健康診査を受診したことがわかる画像を添付していただければ、領収書や明細書の添付は必要ありません。

Q:妊婦本人以外でも申請できますか？

A:申請者は、妊婦ご本人に限ります。

振込先（口座名義人氏名）が妊婦の氏名と異なる場合、オンライン申請はできません。コールセンターにご連絡の上、書面による申請をお願いします。

お問合せ先

横浜市妊婦健康診査費用助成金コールセンター

0 1 2 0 - 3 3 0 - 0 4 3

受付時間 9:00～17:00（月～金）

※ 祝・休日・年末年始（12月29日～1月3日）は除く

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10

横浜市こども青少年局地域子育て支援課

